

## 小型特殊自動車（農耕作業用を含む）をお持ちの方へ

小型特殊自動車をお持ちの方は公道走行の有無を問わず、所有していれば課税の対象となり、ナンバープレートの取得が必要となります。

申告場所：彦根市役所税務課[6番窓口]または稻枝支所

### 1 ナンバープレートの交付申請に必要なもの

- ・軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書（同封の緑色の様式）
- ・納税義務者の顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）  
(代理人による申請の場合、委任状および代理人の顔写真付き身分証明書が必要)
- ・販売証明書、譲渡証明書、廃車申告受付書
- ・各要件を確認することができる車両のカタログまたは写真

※法人または事業所名で登録をする場合、代表者印の押印が必要です

※住民票が彦根市にない方が登録をする場合、住民登録地の確認書類（運転免許証等）が必要です

### ○ 特殊自動車とは

特殊自動車とは、道路運送車両法施行規則第2条および別表第1で小型特殊自動車・大型特殊自動車に分類され、小型特殊自動車には次の車両が該当します。

①農耕作業用	・農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機 ・国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車（農耕作業を行う能力と乗用装置を備えた車両）
②その他	・ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操作する構造の自動車 ・国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車および国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車（林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、草刈作業車等）

### ○ 小型特殊自動車と大型特殊自動車の違い

①農耕作業用車両は最高速度によって分類されます。

乗用装置があり、最高速度が35km/h未満	小型特殊自動車 [軽自動車税(種別割)の申告]
乗用装置があり、最高速度が35km/h以上	大型特殊自動車 [固定資産税(償却資産)の申告]

②その他車両は車両の大きさと最高速度によって分類されます。

車両の長さ	4.7m以下	すべての要件を満たす
車両の幅	1.7m以下	→小型特殊自動車 [軽自動車税(種別割)の申告]
車両の高さ	2.8m以下	要件を1つでも満たさない
最高速度	15km/h以下	→大型特殊自動車 [固定資産税(償却資産)の申告]

お問合せ先  
彦根市役所税務課市民税係  
TEL: 0749-30-6140 (直通)